

【議案第 128 号関係資料】

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定の理由

法令の改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 令和 3 年 9 月 1 日施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正において、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードの発行者及び交付手数料の徴収者となることが法律上明記されたことに伴い、条例別表（第 2 条関係）「3 交付手数料」に定める個人番号カードの再交付手数料を削除するもの

改正前		改正後
個人番号カード再交付手数料	1 件につき 800 円	削除

（市民部所管）

- (2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という）等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 63 号）及び「薬機法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 2 年政令第 228 号）の公布に伴い、青森市手数料条例における、引用する条項の整理が必要となったため、改正するもの
（保健部所管）

3 施行期日

公布の日

青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号）新旧対照表

新				旧			
別表 3 交付手数料				別表 3 交付手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
一～十 一	(略)	(略)	(略)	一～十 一	(略)	(略)	(略)
(削る)				十一の 二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	一件につき 八百円
十二～ 十九及 び二十	(略)	(略)	(略)	十二～ 十九及 び二十	(略)	(略)	(略)

二十の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号） <u>第二条の三</u> の規定に基づく薬局開設許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	一件につき 二千元	二十の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号） <u>第一条の五</u> の規定に基づく薬局開設許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	一件につき 二千元
二十の三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 <u>第二条の四</u> の規定に基づく薬局開設許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	一件につき 三千元	二十の三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 <u>第一条の六</u> の規定に基づく薬局開設許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	一件につき 三千元
二十一～三十一	(略)	(略)	(略)	二十一～三十一	(略)	(略)	(略)
4 許可等手数料				4 許可等手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
一～七十二	(略)	(略)	(略)	一～七十二	(略)	(略)	(略)

七十三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第十二条第四項</u> の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業の許可の更新に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	一件につき 五千二百円	七十三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第十二条第二項</u> の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業の許可の更新に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	一件につき 五千二百円
七十四	(略)	(略)	(略)	七十四	(略)	(略)	(略)
七十五	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第十三条第四項</u> の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可の更新に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	一件につき 五千八百円	七十五	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第十三条第三項</u> の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可の更新に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	一件につき 五千八百円
七十六	(略)	(略)	(略)	七十六	(略)	(略)	(略)
七十七	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第十四条第十五項</u> の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可の更新に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	一品目につき 九十円	七十七	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第十四条第九項</u> の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可の更新に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	一品目につき 九十円

	る。)の製造販売の承認事項の一部変更に係る承認の申請に対する審査				る。)の製造販売の承認事項の一部変更に係る承認の申請に対する審査		
七十八 ～七十 九の二	(略)	(略)	(略)	七十八 ～七十 九の二	(略)	(略)	(略)
七十九 の三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第三十九条第</u> <u>六項</u> の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に対する審査	高度管理医療機器等販売業等許可更新申請手数料	一件につき 一万千七百円	七十九 の三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第三十九条第</u> <u>四項</u> の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に対する審査	高度管理医療機器等販売業等許可更新申請手数料	一件につき 一万千七百円
八十～ 八十六	(略)	(略)	(略)	八十～ 八十六	(略)	(略)	(略)